

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書								
【提出先】	関東財務局長								
【提出日】	平成29年 8月22日								
【会社名】	株式会社インホールディングス								
【英訳名】	AIN HOLDINGS INC.								
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大谷 喜一								
【本店の所在の場所】	札幌市白石区東札幌 5条 2丁目 4番30号								
【電話番号】	011(814)1000(代表)								
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 水島 利英								
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区東札幌 5条 2丁目 4番30号								
【電話番号】	011(814)1000(代表)								
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 水島 利英								
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式								
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>その他の者に対する割当</td> <td>2,312,577,000円</td> </tr> <tr> <td>一般募集(新株式発行)</td> <td>23,157,558,000円</td> </tr> <tr> <td>一般募集(自己株式の処分)</td> <td>1,478,142,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>3,854,295,000円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年8月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>2 一般募集(新株式発行)及び一般募集(自己株式の処分)の募集金額は、それぞれの発行価額の総額であり、平成29年8月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年8月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	その他の者に対する割当	2,312,577,000円	一般募集(新株式発行)	23,157,558,000円	一般募集(自己株式の処分)	1,478,142,000円	オーバーアロットメントによる売出し	3,854,295,000円
その他の者に対する割当	2,312,577,000円								
一般募集(新株式発行)	23,157,558,000円								
一般募集(自己株式の処分)	1,478,142,000円								
オーバーアロットメントによる売出し	3,854,295,000円								
【安定操作に関する事項】	<p>1 今回の募集(一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。)及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</p> <p>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</p>								

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,270,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成29年8月22日(火)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、公募による新株式発行に係る募集株式数2,820,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数180,000株(公募による新株式発行に係る募集と公募による自己株式の処分に係る募集を併せて、以下「一般募集」という。)並びにその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)270,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集のうち公募による自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成29年8月22日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式450,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成29年8月30日(水)から平成29年9月5日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当		270,000株	2,312,577,000	1,156,288,500
一般募集	新株式発行	2,820,000株	23,157,558,000	11,578,779,000
	自己株式の処分	180,000株	1,478,142,000	-
計(総発行株式)		3,270,000株	26,948,277,000	12,735,067,500

(注)1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。

その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。

- 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年8月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】(一般募集)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自平成29年9月6日(水) 至平成29年9月7日(木) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成29年9月12日(火) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成29年8月30日(水)から平成29年9月5日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集における新株式発行に係る資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における新株式発行に係る資本組入額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.ainj.co.jp/ir/news/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成29年8月29日(火)から平成29年9月5日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年8月30日(水)から平成29年9月5日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年8月30日(水)の場合、申込期間は「自平成29年8月31日(木)至平成29年9月1日(金)」、払込期日は「平成29年9月6日(水)」

発行価格等決定日が平成29年8月31日(木)の場合、申込期間は「自平成29年9月1日(金)至平成29年9月4日(月)」、払込期日は「平成29年9月7日(木)」

発行価格等決定日が平成29年9月1日(金)の場合、申込期間は「自平成29年9月4日(月)至平成29年9月5日(火)」、払込期日は「平成29年9月8日(金)」

発行価格等決定日が平成29年9月4日(月)の場合、申込期間は「自平成29年9月5日(火)至平成29年9月6日(水)」、払込期日は「平成29年9月11日(月)」

発行価格等決定日が平成29年9月5日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、
となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年8月30日(水)の場合、受渡期日は「平成29年9月7日(木)」

発行価格等決定日が平成29年8月31日(木)の場合、受渡期日は「平成29年9月8日(金)」

発行価格等決定日が平成29年9月1日(金)の場合、受渡期日は「平成29年9月11日(月)」

発行価格等決定日が平成29年9月4日(月)の場合、受渡期日は「平成29年9月12日(火)」

発行価格等決定日が平成29年9月5日(火)の場合、受渡期日は「平成29年9月13日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社北海道銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社北洋銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西3丁目7番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5) 【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	自 平成29年9月6日(水) 至 平成29年9月7日(木) (注)1	該当事項はありません。	平成29年9月12日(火) (注)1

(注)1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2) 募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一といたします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2 全株式を株式会社セブン&アイ・ホールディングスに割当て、一般募集は行いません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

(6) 【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社アインホールディングス 経営企画室	札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号

(7)【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社北海道銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西4丁目1番地

3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,800,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	390,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	300,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	150,000株	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	150,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	90,000株	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	60,000株	
上光証券株式会社	札幌市中央区北一条西三丁目3番地	30,000株	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	30,000株	
計	-	3,000,000株	-

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
26,948,277,000	120,000,000	26,828,277,000

(注) 1 払込金額の総額(発行価額の総額の計)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分並びにその他の者に対する割当における新株式発行に係るそれぞれの合計額であります。

2 一般募集の引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成29年8月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額26,828,277,000円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限3,675,355,000円と合わせ、手取概算額合計上限30,503,632,000円について、13,400,000,000円を平成31年4月末までに当社グループの調剤薬局及びドラッグストア等の新規出店及び既存店舗の改装並びに本社を含むシステム導入・入替に係る設備投資資金の一部に充当し、残額は平成32年4月末までに当社グループ各社の一部の子会社化時における株式取得資金、運転資金及び設備投資資金として金融機関から借入れた当社グループの借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

調達した資金は当社普通預金口座に保管し、資金需要の発生都度使用することとしております。

なお、当社グループの設備投資計画につきましては、本有価証券届出書提出日(平成29年8月22日)現在(ただし、既支払額については、平成29年7月31日現在)、以下のとおりとなっております。

セグメントの名称	設備の内容	所在地	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
医薬事業	調剤薬局の新規開設 (開設予定店舗)	北海道地区	55,950	-	自己資金及び 増資資金	平成29年 4月	平成30年 4月	1店舗
		東北地区	317,510	71,880				2店舗
		北信越地区	50,226	-				1店舗
		関東地区	357,023	14,531				7店舗
		中部地区	80,000	-				1店舗
		近畿地区	239,728	-				4店舗
		四国・中国地区	271,501	47,407				5店舗
		九州・沖縄地区	179,440	9,200				3店舗
	調剤薬局の新規開設 (開設予定店舗)	-	3,600,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	40店舗
	調剤薬局の既存店舗 の改装	-	2,588,000	165,452	自己資金及び 増資資金	平成29年 5月	平成30年 4月	(注)3
調剤薬局の既存店舗 の改装	-	1,800,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	(注)3	
調剤薬局の既存店舗 のシステム導入・入 替	-	1,177,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	(注)3	
物販事業	ドラッグストアの新 規開設(開設予定店 舗)	関東地区	988,000	-	自己資金及び 増資資金	平成29年 10月	平成30年 4月	7店舗
	ドラッグストアの新 規開設(開設予定店 舗)	-	750,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	5店舗
	ドラッグストアの既 存店舗の改装	-	290,000	12,998	自己資金及び 増資資金	平成29年 9月	平成30年 4月	(注)3
	ドラッグストアの既 存店舗のシステム導 入・入替	-	414,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	(注)3
その他の事業	商業施設の改装等	-	613,000	49,840	自己資金及び 増資資金	平成29年 5月	平成30年 4月	(注)3
	本社業務及び営業、 運営用のシステム導 入・入替	-	84,000	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 5月	平成31年 4月	(注)3

(注)1 金額には消費税を含めておりません。

2 投資予定金額には敷金・保証金を含んでおります。

3 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	450,000株	3,854,295,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における新株式発行に係る資本組入額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.ainj.co.jp/ir/news/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成29年8月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成29年9月6日(水) 至 平成29年9月7日(木) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成29年9月13日(水)()であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件(一般募集)」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、450,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年8月22日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式450,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成29年10月3日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年9月26日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 450,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成29年10月2日(月) |
| (6) 払込期日 | 平成29年10月3日(火) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年8月30日(水)の場合、「平成29年9月2日(土)から平成29年9月26日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成29年8月31日(木)の場合、「平成29年9月5日(火)から平成29年9月26日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成29年9月1日(金)の場合、「平成29年9月6日(水)から平成29年9月26日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成29年9月4日(月)の場合、「平成29年9月7日(木)から平成29年9月26日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成29年9月5日(火)の場合、「平成29年9月8日(金)から平成29年9月26日(火)までの間」となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、その他の者に対する割当の割当予定先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。なお、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの当社株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e 株券等の保有方針」をご参照下さい。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、一般募集に関連して、当社株主である大谷喜一及び当社株式を信託財産とする退職給付信託の委託者である丸紅株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

更に、一般募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成29年8月22日(火)開催の取締役会において株式会社セブン&アイ・ホールディングスを割当先とする当社普通株式270,000株の第三者割当増資(その他の者に対する割当)を行うことを決議しております。

株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社の業務提携先であり、当社の発行済株式の7.78%を所有しておりますが、業務提携関係の一層の強化を図るため、その他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われたとした場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

なお、一般募集が中止となる場合は、その他の者に対する割当も中止いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	
	本店の所在地	東京都千代田区二番町8番地8	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第12期(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	平成29年5月26日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度 第13期第1四半期(自平成29年 3月1日至平成29年5月31日)	平成29年7月14日 関東財務局長に提出
b 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成29年4月30日現在)	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成29年4月30日現在)	2,480,000株
	人事関係	割当予定先の役職員1名が当社の社外取締役を兼務しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社ドラッグストアが、割当先グループ会社の商業施設に4店舗出店しており、賃貸借取引があります。	
c 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、コンビニエンスストア、スーパーストア、百貨店等を事業会社として所有し、全国に小売に関する販売ネットワークを構築しております。</p> <p>当社と割当予定先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、両社グループの持つ経営資源を相互に活用することにより、両社のお客様に対しより付加価値の高く専門性に優れた商品・サービスの提供を行うことが、相互の企業価値向上に繋がるものと確信し、「店舗に関する提携」、「医薬販売に関する提携」及び「商品開発に関する提携」を骨子とした業務・資本提携契約を平成20年8月5日付で締結しております。</p> <p>同社に対する割当では、上記による両社のさらなる関係強化を図ることを趣旨としたものであります。</p>		
d 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 270,000株		
e 株券等の保有方針	<p>割当予定先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社との業務提携関係の継続を前提として、原則として中長期的に保有する方針であります。なお、当社は割当予定先が払込期日から2年間において、当該割当株式の全部又は一部の譲渡を行うこととなった場合には、当該譲渡を受けたものの氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき確約書の締結をいただくことの内諾を受けております。</p> <p>なお、割当予定先は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日を終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として並行第三者割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。</p>		

f 払込みに要する資金等の状況	当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が平成29年7月14日に関東財務局長に提出した第13期第1四半期報告書により、当該割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。
g 割当予定先の実態	割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の発行価格(払込金額)は、一般募集の発行価格と同額といたします。一般募集の発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、その他の者に対する割当の発行価格(払込金額)の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、その他の者に対する割当の発行価格(払込金額)は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、発行価格(払込金額)の決定方法に係る適法性につきましては、平成29年8月22日(火)開催の取締役会において、監査役3名全員(うち社外監査役2名)が適法である旨意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

その他の者に対する割当により発行される株式数は270,000株(議決権の数2,700個)であり、平成29年8月22日現在の当社の発行済株式総数31,888,212株に対する割合は0.8%(平成29年4月30日現在の総議決権数317,010個に対する割合は0.9%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当増資により発行又は処分される合計株式数は最大3,720,000株(議決権の数最大37,200個)であり、平成29年8月22日現在の当社の発行済株式総数31,888,212株に対する割合は最大11.7%(平成29年4月30日現在の総議決権数317,010個に対する割合は11.7%)に相当するものであります。これにより結果として株式の希薄化が生じることとなりますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、今回の調達資金は当社グループの設備投資資金及び借入金の返済資金に充当する予定であり、当社のさらなる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
大谷 喜一	札幌市豊平区	3,238	10.22	3,238	9.14
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区二番町8番地8	2,480	7.82	2,750	7.76
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	1,594	5.03	1,594	4.50
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	1,472	4.64	1,472	4.16
ジェーピーモルガンチエース オツペンハイマー ジャスデック レンディング アカウト (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	6803 S.TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,163	3.67	1,163	3.28
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7	1,085	3.42	1,085	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,016	3.21	1,016	2.87
エムエルプロセグレーション アカウト (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	THE CORPORATION TRUST COMPANY CORPORATION TRUSTCENTER 1209 ORANGE ST WILMINGTON DELAWARE USA (東京都中央区日本橋1丁目4-1日本橋一丁目三井ビルディング)	945	2.98	945	2.67
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	846	2.67	846	2.39
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー)	842	2.66	842	2.38
計		14,685	46.32	14,955	42.22

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成29年4月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年4月30日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

AIN GROUP

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成29年8月23日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成29年8月30日から平成29年9月5日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における新株式発行に係る資本組入額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト

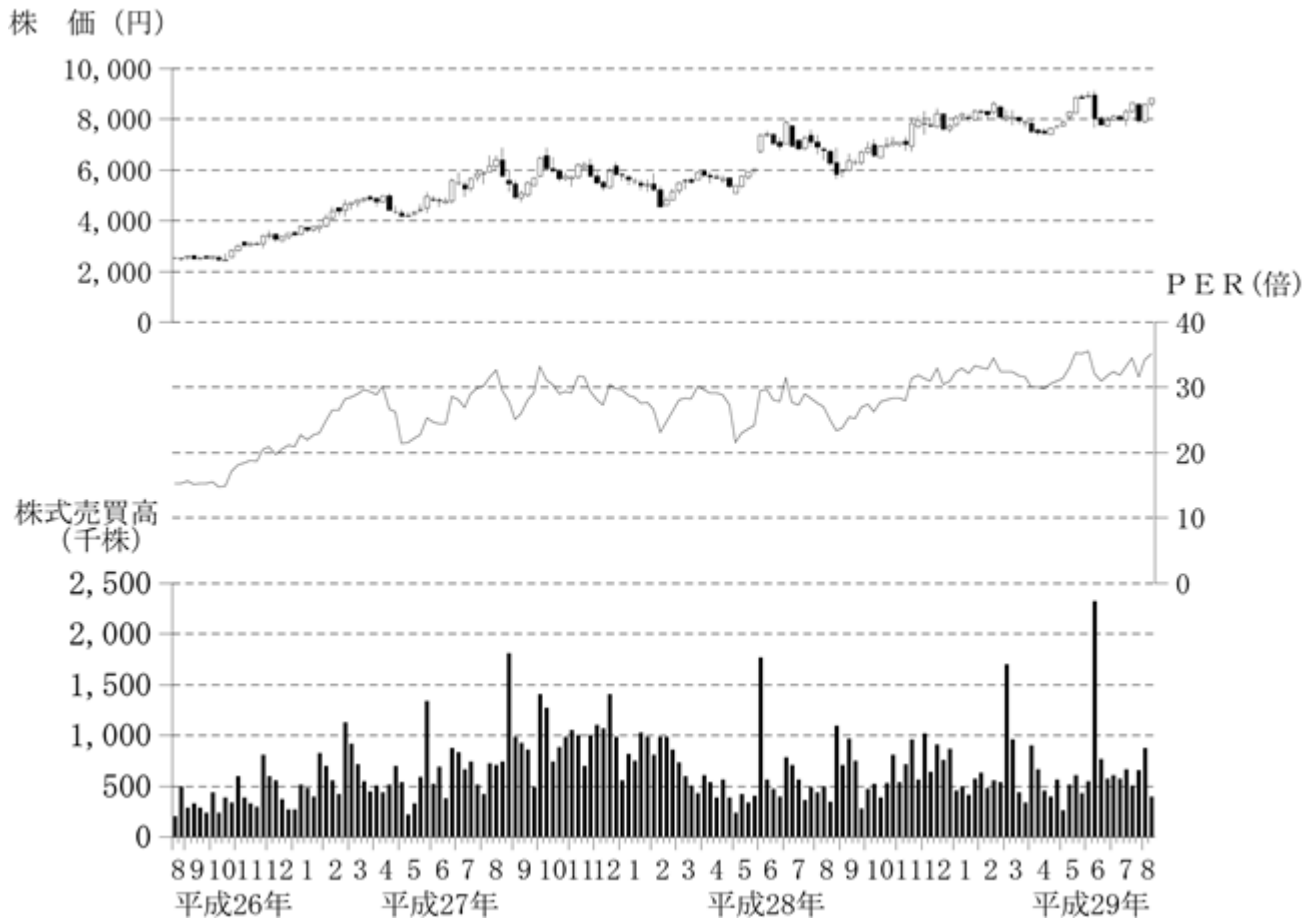
([URL] <http://www.ainj.co.jp/ir/news/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成26年8月18日から平成29年8月10日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 当社は平成26年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っておりますので、株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2から4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成26年10月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値を株価としております

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

・週末の終値については、平成26年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除して得た数値を週末の終値としております。

平成26年8月18日から平成27年4月30日については、平成26年4月期有価証券報告書の平成26年4月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除して得た数値を使用。

平成27年5月1日から平成28年4月30日については、平成27年4月期有価証券報告書の平成27年4月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年5月1日から平成29年4月30日については、平成28年4月期有価証券報告書の平成28年4月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成29年5月1日から平成29年8月10日については、平成29年4月期有価証券報告書の平成29年4月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4 株式売買高については、平成26年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に2を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年2月22日から平成29年8月10日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
タイボーン・キャピタル・マネジメント(香港)リミテッド (Tybourne Capital Management (HK) Limited)	平成29年3月6日	平成29年3月9日	変更報告書	2,075,056	6.51

(注) 上記大量保有報告書等は関東財務局及び北海道財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第48期（自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日） 平成29年7月31日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月31日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年8月22日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年8月22日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

（法的規制について）

1）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等による規制について

医薬事業は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法）、健康保険法、薬剤師法をはじめとした各種許認可、免許、登録、届出等により、厚生労働省及び都道府県保健福祉部の監督の下、保険薬局及び調剤薬局（以下、（4）事業等のリスクにおいて「保険調剤薬局」という。）を営業しております。

また、物販事業のドラッグストア事業においても、同様に医薬品医療機器等法に基づく医薬品の販売を行っております。

その主要内容は次のとおりであります。

許可、登録、指定、免許、届出の別	有効期間	関連法令	登録等の交付者
薬局開設許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
保険薬局指定	6年	健康保険法	厚生労働省地方厚生局長
麻薬小売業者免許	2年	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
医療用具販売届出	無制限	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
高度管理医療機器販売業	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
医薬品販売業許可（注）	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事等

（注） 医薬品販売業許可は、医薬品医療機器等法第25条において、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業の3つの許可に区分されております。当社グループの物販事業は、店舗販売業の許可を受けております。

万一、当社グループの保険調剤薬局及びドラッグストア事業において、医薬品医療機器等法第75条第1項、健康保険法第80条各号及び麻薬及び向精神薬取締法第51条第1項等に規定される法令違反等に該当する行為があり、監督官庁から業務停止命令及び取消し等を受けた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2) 医薬品の販売規制緩和について

一般用医薬品の販売については、医薬品医療機器等法によってリスク区分に応じて要指導医薬品及び第1類医薬品は薬剤師のみが、第2類医薬品及び第3類医薬品は薬剤師または登録販売者が販売しなければならないと規制されております。

また、「薬事法の一部を改正する法律(施行日:平成26年6月12日)」により、一般用医薬品のネット販売も解禁されました。今後においても、医薬品販売に係る規制緩和の動向により、異業種の同事業への参入等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(医薬事業について)

当社グループの医薬事業では、保険調剤薬局のチェーン展開を行っております。

当連結会計年度における売上高において、医薬事業が占める割合は89.4%であり、今後も保険調剤薬局店舗を主軸とした多店舗展開を継続する方針であります。したがって、M&Aを含む保険調剤薬局の出店政策の成否や同業他社の出店動向により、当社グループの経営成績は影響を受ける可能性があります。

保険調剤薬局店舗の売上は、処方箋を発行する医療機関に依存する割合が高く、主たる応需先となる医療機関の予測困難な院外処方箋の発行動向並びに休廃業により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、インフルエンザ等季節性疾患の流行により処方箋応需枚数には季節変動の影響を受ける可能性があります。

(業界動向について)

医薬事業の収入は、処方箋に基づき医療用医薬品を調剤投与する調剤行為であり、その薬剤の価格(薬価)及び報酬額は、厚生労働省により定められております。また、国民医療費の抑制策として、診療報酬及び薬価の改定が段階的に実施される傾向にあります。今後においても、診療報酬制度等の改定による収益構造の変化に伴い、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(資格者の確保について)

保険調剤薬局及びドラッグストア(第一類医薬品取扱店舗)は、医薬品医療機器等法の規定により薬剤師の配置が義務付けられており、また、薬剤師法では、調剤業務は薬剤師が行わなければならないと規定されております。

当社グループは、積極的な出店による拡大政策を継続しておりますが、薬剤師確保が困難な状況になった場合は、出店計画及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(企業の信用を失墜させるリスクについて)

1) 調剤業務について

医薬事業では、人体に影響を及ぼす医療用医薬品を薬剤師が調剤投与しており、調剤過誤による医療事故を引き起こす可能性を内包しております。

当社グループは、医療事故が会社の社会的信用を著しく失墜させる可能性があるものと認識し、あらゆる側面から、当該リスクの回避に向けた取り組みを最重要課題と位置づけております。

その主要な内容は次のとおりであります。

- ・新卒薬剤師及び中途採用薬剤師を対象とした入社時研修制度
- ・勤務薬剤師のスキルアップを目的とした継続的な研修制度
- ・管理者育成のため、全薬局長が出席する薬局長会議の実施
- ・調剤機器メーカーとの共同開発による携帯型端末(PDA)を利用した調剤過誤防止システム(PHAIN)の配備、調剤業務のオートメーション化等IT技術を応用した調剤機器の開発及び導入
- ・調剤業務に関する自社マニュアルの利用及び内部監査室によるルール遵守体制
- ・調剤過誤防止対策を専門に扱う安全対策室の設置

2) 個人情報保護について

医薬事業では、薬歴、処方箋に代表される患者情報を保持し、物販事業においては、アインズ・トルペポイントカード及びトルペモバイルクラブの運用に伴う顧客情報を保持しております。

当社グループは個人情報保護体制並びに取扱いに対するルールを徹底することにより万全を期し、主要事業会社である株式会社アインファーマシーズは「保健医療福祉分野のプライバシーマーク」を取得しております。

しかしながら、事故ならびに犯罪行為による個人情報の漏洩があった場合、業績のみならず社会的信用を失墜させる可能性があると考えております。

(事業戦略上のリスクについて)

当社グループは、保険調剤薬局の積極的な新規出店及びM & Aにより、事業規模の拡大を推進しております。

M & A戦略においては、対象会社を慎重に検討し、発生するのれんの償却額を超過する収益力を安定的に確保することが可能な買収額により行うことを基本方針としておりますが、買収後、計画どおりに進まない場合には、子会社株式評価損、のれんに係る減損損失等の損失が発生し、当社グループの経営成績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(金利変動リスクについて)

当社グループは、積極的な新規出店とともに、M & Aを活用した事業拡大を推進しており、通常の出店費用においては、営業キャッシュ・フローの範囲で自己資金により充当しておりますが、大型のM & Aに関しては、一部を金融機関からの借入れにより調達することがあります。

当社グループでは、これらの資金需要に機動的に対応するため、一定水準の手元流動性を確保しており、当連結会計年度末における現金及び預金の残高297億7千5百万円に対し、当社グループの短期及び長期借入金の高は258億5千1百万円となっております。

M & Aの実施にあたっては投資回収可能性を重視し、効率的投資により有利子負債の圧縮に努めておりますが、M & Aに対する投資回収が十分に確保できない場合及び金融市場の動向等に伴う金利変動により、当社グループの財務状況及び支払利息等経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(消費税等の影響について)

医薬事業の社会保険診療に関する調剤売上は、消費税法上非課税となりますが、一方で、医薬品等の仕入には消費税が課税されております。

この結果、当社グループが負担することとなる消費税は、調剤売上原価に計上しております。

過去の消費税の導入時及び調剤報酬改定時には、消費税率の上昇分が薬価の改定において考慮されておりましたが、今後、消費税率が改定され、その影響が薬価に反映されない場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アインホールディングス 本店

(札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。